

## 伊予市生活困窮者自立相談支援等業務委託募集要領

### 1 趣旨

生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、個々人の状態に応じた包括的かつ継続的な支援等を実施することにより、伊予市における自立・就労支援等の体制構築を推進し、生活困窮者自立支援制度を円滑に実施することに当たり、本要領に基づき実施事業者を募集する。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名

伊予市生活困窮者自立相談支援等業務

#### (2) 業務内容

生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）に規定する業務等（以下「本業務」という。）とする。

本業務の詳細については、「令和 2 年度伊予市生活困窮者自立相談支援等業務委託仕様書」（以下「本仕様書」という。）のとおりとする。

#### (3) 委託期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの 1 年間とする。

ただし、本業務の開始後において、関係法令を遵守しない場合又は本業務の実施につき著しく不相当と認めた場合は、期間の満了前に契約を解除する場合がある。

### 3 提案限度価格

本業務に関する支払い限度額は下記のとおりとするが、契約後において、物価の急激な変動、消費税法改定等、不可避な社会情勢の変動が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、委託金額を変更することができるものとする。

生活困窮者自立相談支援等業務 7,900,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 4 参加資格要件

法人格を有する者であって、以下の全ての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 応募法人が、生活困窮者自立支援法その他福祉に関する法律において、罰金の刑に処され、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。

- (5) 応募法人の役員等が、禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 現に運営している事業が直近の監査・実地指導等において、重大な指摘を受けていないこと。
- (8) 伊予市建設工事等指名停止及び指名回避措置要綱（平成 17 年伊予市訓令第 79 号）又は伊予市建設工事低価格入札者排除措置施行要綱（平成 22 年伊予市訓令第 20 号）に基づいて市長が行う指名停止及び指名回避または排除措置の期間中にない者であること。
- (9) 伊予市の福祉行政をよく理解し、運営において積極的に協力できる者であること。
- (10) 伊予市暴力団排除条例（平成 23 年伊予市条例第 30 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までの規定に該当していない者であること。
- (11) 宗教活動及び政治活動を目的としていない者であること。

## 5 募集等の日程

募集の日程は、次のとおりとする。

日程	項目
令和 1 年 12 月 20 日（金）	募集要領 公告・公表
令和 1 年 12 月 20 日（金）～令和 2 年 1 月 17 日（金）	公募必要書類配布
令和 2 年 1 月 9 日（木）	質問締切日
令和 2 年 1 月 14 日（火）	質問回答・公表
令和 1 年 12 月 20 日（金）～令和 2 年 1 月 17 日（金）	公募受付期間
令和 2 年 1 月下旬（予定）	プレゼンテーション・ヒアリング審査
令和 2 年 1 月下旬（予定）	選考会
令和 2 年 2 月上旬（予定）	選考結果の通知・公表
令和 2 年 2 月中旬（予定）	契約締結・公表
令和 2 年 2 月～令和 2 年 3 月	協議・開設準備・引継ぎ
令和 2 年 4 月 1 日（水）	本業務委託開始

## 6 委託の条件（自立相談支援事業の運営等）

- (1) 伊予市内に事務所を設置できること。
- (2) 生活困窮者自立相談支援事業受託法人（以下「受注者」という。）が自立相談支援事業を運営すること。
- (3) 自立相談支援事業の運営については、「自立相談支援事業の手引き」（平成 27 年厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知（改正された場合は、最新のものとする。））を基本とする。

- (4) 受注者は、本業務を運営するに当たり、正当な理由無く特定の事業者・団体・個人を有利に取り扱うことがないように十分配慮すること。
- (5) 自立相談支援事業所が生活困窮者等にサービス提供事業者等の情報を提供する場合は、公平・中立な立場から隔たりがないように行い、地域福祉の中核機関としての役割を果たすこと。
- (6) 伊予市が指定する会議又は研修会に出席すること。
- (7) 個人情報の取扱いにつき、関係法令、伊予市条例等を遵守し、厳重に取り扱うとともに、その漏えいがないように十分配慮すること。また本事業の実施に当たり、個人情報を使用する必要があるときには、あらかじめ本人から目的に最小限の範囲で利用することについて同意を得ておくこと。

## 7 参加申込等

本業務委託に関する募集要領等は、伊予市ホームページからダウンロードすること。

ホームページアドレス <http://www.city.iyo.lg.jp/>

- (1) 提出期限 令和2年1月17日（金）17時必着
- (2) 提出書類 「別紙1」のとおりとする。
- (3) 提出方法 持参（受付は、伊予市の休日を定める条例（平成17年伊予市条例第2号（以下「休日」という。）を除く日の9時から17時までの間）又は郵送（受付日時及び配達されたことが証明できる方法とし、(5)の提出場所に提出期限までに必着のこと。）により提出すること。

なお、本市は、郵送中の事故に伴う損害に関しては一切の責任を負わない。

- (4) 提出部数 7部（正本1部、副本6部とする。）
- (5) 提出場所 〒799-3193 愛媛県伊予市米湊820番地  
伊予市市民福祉部 福祉課  
[TEL:089-982-7330](tel:089-982-7330)

- (6) 企画提案書の詳細内容

- ・原則としてA4用紙、横書き、両面印刷を基本とすること。（内容により記載できない場合はこの限りでない。）
- ・左綴じとし、用紙下部の中央にページ番号をつけること。

## 8 選考方法

公募型プロポーザル方式により選定する。

- (1) 委託先候補者は、審査委員会の審査に基づき、市長が決定する。
- (2) 審査方法は、書類審査とプレゼンテーション・ヒアリング審査とする。
- (3) 選考の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、評価点の合計が高い者から順に交渉を行う。

- (4) 評価基準は、「別紙 2」のとおりとする。審査委員 1 人あたり 100 点を持ち点とし、100 点×審査委員の人数を満点とする。最低基準は満点の 5 割以上とし、なおかつ各採点区分の 5 割以上とする。(審査員 6 人の場合、最低基準：安定性 90/210 点以上、効果・効率性 90/210 点以上、公平性 60/140 点以上、貢献性 60/140 点以上)(最低基準：合計 300/700 点以上)
- (5) 応募者が 1 者のみの場合であっても、審査を行い、最低基準以上の得点を取得すれば選定する。
- (6) 選定結果は、全応募者に通知する。
- (7) 審査の結果、最低基準を満たす者がいない場合は、委託先候補者なしとした上で再募集する場合がある。

## 9 質問書の提出及び回答

企画提案書等の作成について不明な点がある場合は、質問書(様式 7)に内容を簡潔に記載し、電子メールにより提出することとし、電話・来庁・FAX 等での質問は受け付けないものとする。

- (1) 受付期間 令和 2 年 1 月 9 日(木) 17 時まで
- (2) 提出先メールアドレス  
伊予市市民福祉部福祉課：[fukushi@city.iyo.lg.jp](mailto:fukushi@city.iyo.lg.jp)
- (3) 回答方法  
提出された質問への回答は、令和 2 年 1 月 14 日までに随時伊予市ホームページ(<http://www.city.iyo.lg.jp/>)に公開する。

## 10 提案のプレゼンテーション・ヒアリング審査

事業者ごとに企画提案書をもとにプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

- (1) 実施日時及び場所  
令和 2 年 1 月下旬頃予定(日時・場所については別途通知する)
- (2) 実施時間  
プレゼンテーションは 20 分以内、質疑応答は 10 分程度とする。
- (3) 出席者  
3 人までとする。本業務の管理を予定する者及び応募者の経営責任者又は責任者に準ずる者は原則、出席すること。
- (4) 留意事項  
プレゼンテーションは、提出した提案書等をもとに行うものとし、追加提案及び追加資料の配布は認めない。ただし、これらを踏まえた上でパソコン・プロジェクター等による説明は許可する。なおプロジェクター、パソコン及びスクリーンは準備するが、その他の機材は各者で準備すること。

(5) 審査の順番

企画提案書の提出された日時の早い順とする。

11 失格事項

参加者がいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 募集要領に違反した場合
- (3) 公正を欠いた行為があったと審査委員会が認めた場合
- (4) 提出書類に不備又は錯誤があり、審査委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- (5) 正当な理由なくプレゼンテーション・ヒアリングに応じなかった場合
- (6) 公告日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (7) コンソーシアム又は複数の業者による連合体で書類を提出した場合

12 留意事項

- (1) 企画提案書等の資料作成、プロポーザルへの参加等に要した費用の一切については参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提出書等の返却はしないものとし、辞退した場合も同様とする。
- (3) 提出された企画提案書は、参加事業者が無断で業務目的以外のものには使用しないが、伊予市情報公開条例(平成17年4月1日条例第17号)(以下「情報公開条例」という。)に基づき開示又は一部開示することがあるため、不開示を希望する情報が含まれている場合は、当該部分の指定とその理由を明記した書類により申し立てをすること。(伊予市において情報公開条例第7条第2項に掲げる内容が含まれると判断した場合は、その部分の開示を行わないこととする。)
- (4) 定められた提出期限内に企画提案書等の提出がない場合や、プレゼンテーションに欠席する場合又は辞退の申し出があった場合は、参加資格を失うものとする。
- (5) 企画提案書等の提出書類について、当該書類の受理後においては、差し替え、追加、削除等は認めない。
- (6) 企画提案書等の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに担当課へ書面(様式8)を提出すること。